

## 第847回

### 宿毛市農業委員会会議

1. 日時 令和4年3月1日（火曜日）午後1時30分

2. 場所 宿毛市役所3階 第三会議室

3. 出席者（10名）

1番 稲田 義敬	2番 山口 一晴	3番 濱田 頼之
5番 岩本 誠司	6番（欠番）	8番 西山 成彦
9番 小島 久司	10番 寺田 巧	11番 羽賀 大透

---

3番 川島 照久	7番 浦田 久永
----------	----------

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、農地利用最適化推進委員は招集せず。川島委員、浦田委員は担当地区の議案があるため、出席。

---

1番 松本 功	2番 保田 稔	4番 井垣 水里
5番 佐藤 千春	6番 山本 大	

4. 欠席者（2名）

4番 山本 欣史	7番 澤田 誠規
----------	----------

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長	小松 憲司	事務局	主査	中田 真由
産業振興課 農業振興係長	舩谷 心悟	産業振興課	主査	山中 央

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第4条許可申請審査について
議案第3号	農地法第5条許可申請審査について
議案第4号	宿毛市農用地利用集積計画について
議案第5号	宿毛市農業振興地域整備計画の変更について（諮問）

○議長　　みなさん、こんにちは。先月に引き続きコロナの関係で人数を制限してということですので、農地利用最適化推進委員さんには休んでもらうことになりました。コロナはまだ気を緩めるわけにはいかないと思いますので、気を付けてください。

それでは、この庁舎での定例会が残り 2 回となりました。名残惜しいかもしれませんが、新しいところに行きたいかもしれませんが、またお願いします。

○議長　　これより、第 8 4 7 回宿毛市農業委員会の会議を開会します。

「議事録署名委員」の指名を行います。3 番 濱田 頼之 委員、8 番 西山 成彦 委員をお願いします。

(なお、4 番、山本 欣史 委員、7 番 澤田 誠規 委員より宿毛市農業委員会規程第 1 0 条の規定による欠席の申出がありました。)

○議長　　これより議事に入ります。

○事務局長　事務局です。

この後議事に入りますが、すいません、ここで議案の重要な入れ替えを説明させてください。

本日は議案第 1 号から第 5 号までの 5 つありますが、そのうちの第 5 号「宿毛市農業振興地域整備計画の変更について（諮問）」について、いわゆる農振地域の除外の申請が 1 件出ております。本日はこの議案をこの後、すぐに皆様にご協議いただき、その終了後第 1 号から順番に進めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○議長　　はい、それではさっそく始めたいと思います。

議案第 5 号「宿毛市農業振興地域整備計画の変更について（諮問）」を議題といたします。

○議長　　担当課の産業振興課、舩谷係長より説明をお願いいたします。

○産業振興課 舩谷係長

産業振興課の舩谷です。よろしく願いいたします。

それでは、1 0 ページご覧ください。こちら、議案第 5 号の説明になります。

こちらのほう、除外申請者は●● ●●さん、除外申請地は小筑紫町伊与野となっております。

この農地につきましては、基盤整理対象地でありますので、第1種農地となりますが、農業用水路を整理すること、なおかつ自宅に隣接していることになりまして、こちらのほうですね、農地法施行令第4条第2項イに該当するもので、こちらの方の条文が「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること」となっております。

また、こちらの方で詳しい説明がありまして、それが施行規則というものがあるのですが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」とありますので、今回住宅に隣接して、集落に隣接しておりますので、今回こちらの方が農業用施設用地として、こちらのほう除外について支障がないものと思われまます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 続きまして、除外の整理番号3番について、伊与野地区担当の浦田委員  
お願いいたします。

○浦田委員 この件につきまして、内容はここに書いてあるとおりです。私のところにこの案件が来て、まず今から我々の知識の中では、申請者からずっとこんなもの作りたいという相談は半年前から受けてまして、農業者が農業施設、農業のための資材置き場を作るのなら何も支障がないんじゃないか。半年前から言いよる。で、支障がないぞと。その代わり、辞めた時には、これは伊与野の地区の皆さんに指導しようけんど、元のとおりに戻せよ、いうがで、その時は当然やねえいうがで、半年前から話はしよったがやけんど、いざここに、相手からしたら除外になって何日も、今日も9時まで街へ出て確認のために話しよったがやけんど、何で除外、除外じゃなく、私が前から言いよったように、施設を農業から辞めたときには戻すいうがで、いうがやったら納得できるがにいうところでいいよったけど、うんいうわけじゃないけど、将来的には今舂谷さんが言ったように、家を建てるという予定は今のところないけど、自分も何も知識はないと。浦田さんが言うように、多分委員会については専門と思うけん相談しようがやけんど、誰がこの除外申請という案を出してきちようがぞということを3人で今日大方話して、自分はこんな知識はないけんど、将来に渡って俺らが言うように（農業を）辞めた時に元に戻せと。建てる予定の住宅は今のところはないけんど、孫の代に取っちょうもんやけん、将来的には、もしこの除外申請はせんでもかまん、家建てたら楽なんじゃないかという考えは、そっちも指導しちようがじゃない。

○産業振興課 山中主査

その当該農地は元々申請者の所有ではなくて、令和3年に所有者が変わって、家のことについては将来の事なので、浦田さんが答える通りそれはわかりません。ただ少なくとも3年3作するまではもちろん家を建てるっていうのはダメですね。その、今農業振興地域の中の農用地に当該農地が含まれています。そこを農業施設用地に変えないと倉庫は建てられないと。なんにもせず除外とかをせずに、倉庫を建てるということは農業振興地域の性格上できないと。

○産業振興課 舩谷係長

現況の状態での判断になるので、今回農業施設用地ということで除外の申請がありましたので、今の状態を踏まえて判断していただきます。

○川島委員

かまんかね。ここは区画整備しちょうとこかい。

土地はきれいに田んぼになっちょう、1級農地になっちょうがやね。

それで、農業施設を建ついうことになったら、許可下さないかなあね。

それも、けんど建てるものが何㎡、200㎡やったかね。

○議 長 2反、200㎡。

○事務局長 2a。

○産業振興課 舩谷係長

建床面積が200㎡まで。

○川島委員

そしたら70坪くらいあるね。100㎡、30坪あるけんね。倉庫が200㎡やけん70坪弱よ。そればしか建てれんけん。ハウスはなんぼ建てたちかまん。倉庫とハウスは別やけん。

○浦田委員

そこはそれの判断であるし、そしたらその時に産業振興課の担当、土木へ申請しちょう、用水の変更、それはどこまで把握しちょう？

○産業振興課 山中主査

まず、用水に関しましては、用水の所有が市であって、今土木課と話をして、土木課が言っているのは、用水を市が買い上げて、埋め立てて、新たにかさ上げて等々しまするので、そのかさ上げをしていない部分に新しい用水をつけるいう話になっております。

○浦田委員

というがを自分は土木から聞いちょうがやね。

私はこれも農業委員会のほうやないけん、同じ地区内で農業しよる者であって、新設、その借り上げじゃなくて新しいところに作って、交換いうがで確認したら、そういうて、ここにこういう計画図のように用水があって、この田んぼの状態で水が来るか？いうがを同じ農家として、農業委員じゃなしに、ぶつけたわけ。後日水利も含めて、新しい水路これでええかいうがを話し合いをせないかん。この角度で、今私が思うのは、農業委員を離れてね、皆ケンカせんように仲良くするためには、こう来るがやなしに、片一方の申請は、ちょっと90度やけんまだ上がる形ながよ。90度に作るがは、水流れるがはこっちに流れるのは結構難しい状態やと思う。角度が上がるわけやけん。上がるこの状態で、元々ここはすごい対流の少ないところで、今現在でもその結果次第みたいな。水利が報告に行きながら、水の分担をしよういうところはここやけん、この角度で付いたら、私は個人の農家としては流れんと思う。そのすぐ下に、私のいとこと私の田んぼがあって、とてもじゃないが後の下の人皆の水を止めたうえで、自分が取らんといかんし、分岐点も下の人がそしたら、私らんとここには絶対水は来んという話はしちよる。これは農地法でも、この計画通りとは限らんけん。農民や水利も含めて、便宜の話をしなせんかんというがを、今日もまた言うたけん。その感じで、どう言いよったかいうがを、皆さんの意見を聴いちょう。伊与野の松田区長にも連絡をして、同意書付けちょうけど、なんじゃかんじゃやないやか、いうがを一番初めに言いに行った。そしたら、そういうがじゃなくて、許可を出す仲間が農業委員、けんど除外申請の上でここに書いちょうように、変更内容がたかが空き地ぞと。それについて、水利関係、農業関係者に異議なし、それ分かって（印を）つけたか？言うたら、そうじゃない、それは前から話よるように、私（浦田委員）が農業委員やけん、お前も農業施設かまんじゃか、言いよったけんど、それに任したいいう意味で。けんど印をついちょう以上、そのまま、そういうたら、あなたが付けて伊与野の水利関係も了承したということじゃないかね。

○川島委員

かまんかね。こういう責任の持てんいう話は、これからも出てくると思う。なんぼでも二ノ宮でも、よう田んぼよう作らんいうところは、いつの間にか家建てよるいうことは出てくると思う。土地の地権者のことを思えば、しちやらないかんという気持ちもある。かというて、それを許可下ろしたら、次からこういう例がものすごい出てくると思うがよ。やっぱり、そこら辺り踏まえて難しいこと言うたちいかんけん、やってええか悪いかしかないがやけん。許可下ろすか下ろさんか。けんど、除外ということは、国のお金を入れた以上は除外いうことは問題になると思う。やってあげた

ら当人は喜ぶとは思うけど、農業委員会も農業者のためを思うたらやらないかんいう意味も分かるけど、そこら辺りは踏まえて、やっぱり決断せないかんけん、非常に難しいと思う。

○浦田委員 今川島委員が言うたようなことも、今日もまた話したわけ。あなたが言うことも分かる。この田んぼの器量として、住宅があって、気持ちとして個人としては、こんな田んぼ作れんやいか、やったほうがええと思う。けど、これが例外となって、除外となって、それが隣とか宅地も近くにあるけんね、それが出来たら、伊与野の農家としては、いままでこんなことを出さんし、拒否してきよった。こんなものが田んぼの中に出来たら皆が気持ちよく農業できんやいか、いう方針が地区の中には、一応伊与野地区にはあるので。だから、これにせえよと。これがなにやったって苦情が来る時には私も同じこと、あんたも同じこと。その時にあそこは許して、おらは許さんということが出た時もあったら、それは気分悪いろうと。んで、汚点を作ったり、いうことはしたくないがよ、子孫に。いうことを今日話したわけよ。だから皆に迷惑をかけんように、気持ちええ結果を出したいいうとことでやめたけんど。

○小島委員 これは確かに承認いうて言いにくい物件やろうと思う。地理的には確かに。

○川島委員 伊与野の管理組合でやったらええがやないかね。

○浦田委員 これ確かな問題じゃないと思うし、皆が同意見かどうかは分からんけんかまんけど。ほいたらあれかね、買うて3年経ついうがは、登記は7月かね？

○産業振興課 山中主査  
所有権移転しているのは令和3年3月です。

○浦田委員 とにかく向こうが言う。本人がしきりに言いよるのは、今は出来んけど何年何年いうがは聞いたと言われる。やるがやったら今よ。今やらんといかんの？

○産業振興課 山中主査  
今というのは別の話があって、農業振興地域というのは、何年か1回に全国見直しになっていて、その関係があって令和4年度に全ての農振を見直す計画を立てていて、どうしてもその間まで個別の除外の案件を申請を

県が受け付けてくれなくて、そこに間に合わなかったら1年以上遅れる可能性が高い、ということです。

○浦田委員 だからその感じを本人が自分に言いよったわけね。何月までにやららったらいうて。俺にはその意味が分からなかったけん。今申請することがいうてやたら言いよったけん。そういうように市が言うたわけ？

○産業振興課 山中主査  
いつまでに倉庫を建てたいですか？という中で、申請者は少しでも早くという意向は聞いていたんで、その4年度に全体見直しがある関係で、そこまでには県の申請を、始まるまでに全部除外を終わらせないと丸1年ずれてしまいますので、逆算すると今ぐらいから動いてやっていかないと、ということは伝えています。

○濱田委員 確かに難しいね。これ、除外したら同じようなものが出てくると思う。除外が難しいいうことも伝えよう？

○浦田委員 言うた、言うた。除外をやめちよって、資材置き場で使いながらやったらどうぞ、いうことも納得するかい？まで俺言うちよる。けんどそれやっただまだぐちゃぐちゃ言いよる。

○小島委員 使用することは変わらなね。このこうやってやろうと。使用目的は変わらん。そしたら農地へ農業用施設 200 m<sup>2</sup>までのをそのまま建てて、それなりの額で。なんでそのままにしちよかんがやろかね。無理に除外にこだわらんでも。

○産業振興課 山中主査  
200 m<sup>2</sup>未満の農業施設用地を建てるというのは農地転用になります。今回はその前段階の農振農用地を除外するしないいうところになります。ここに関しましては2a未満、そういったものはなくて、それを勝手にやっしまうと、県から指導が来ます。

○浦田委員 その話を、いうたら双方がもうちょっと細かに。

○産業振興課 山中主査  
2a未満だから、農地転用が必要ないということだけです。

○浦田委員 ちなみに、除外が出ららったら、かさ上げせんでも家の隣にちょびっと

の土地があるわけよ。並びやけん。すごい便利もなにも悪いと思うけど、もしこれが出らったら倉庫はお前んところ必要やんか。

○川島委員 除外せんでもええやんか。倉庫建っただけしてもええだけで。全部せんでもええがやろ。

○浦田委員 使う田んぼは計画図では一応全部使うようになっちょう。私も将来騙されたと思うたら気分悪いけん、腹を割って言いよう。家を建てる気はあるかと、ずばり聞いたら、今のところの計画はない。けんど孫がおるけん、将来的にはひょっとしたら建てるかもしれん。本心で言うたよ、嘘言うなよ、いうて今んところ建てる予定はないけんど、将来的にはあるかもしれんと。今現在はこの計画はないけんど。家を建てるいう話はないと。今日も完全に確認はとれた。ただ水路だけは、皆のところと言うのは話した。

○産業振興課 舛谷係長  
浦田さんところで、取り下げいう話はなっていないですか？

○浦田委員 取り下げてやらんかとも言うた。けど、これでまずは言うてくれと。これで白紙に戻るとは言わらった。その計画も、そこの考えと、山下さん（行政書士）と、頼まれた。こうしたらええがやないかいうことで、本人はあんまり元の知識はなかった。腹を割って話したら。お前は知ったうえでこれを指示しちょうが、産業振興課に言われた。山下さんがその指示に従うようにやってくれたと。

○産業振興課 舛谷係長  
我々は言ったのはスケジュール的な所で、実態は自分で購入して自分がどうしたいかいうことはもちろん、申請者自身が判断されたいと。話したのは我々はスケジュールのみです。ここまでにやらんかったら、先になりますよという話はしました。

○浦田委員 どこでもそうやけど、全部分かったうえで、よっしゃよっしゃやないやんか。こう言われたらこうなんか思うのが普通の人やんか。ただそういうがで私はとったで、今日話して。

○産業振興課 山中主査  
ただ、何回も申請者と連絡を取り合っご説明はしているんですけども、かなり複雑な内容になるじゃないですか。転用があっ、除外の申請があっ、令和4年度の全体の見直しがあったりして、なかなかその理解



するのが難しく、いうところがあります。

○浦田委員 申請者としては、産業振興課に頼んだものは産業振興課の判断するものやと思うでしょう。実際は産業振興課が説明しても、判断は農業委員会がするがよ、今日いうて言うたがよ。除外の申請、今日の委員会は誰が来るが？いうけん、申請者の親が。実際に動きようがは親なが。けど本人も知っちゃうけん。自分なんかは申請者と話しようけん。それでいて、けんど知らん人からしたら許可しちようやかと。そうしたら申請者が、区長のところがある。前は農業委員会とやっちゃんと思うけんど。そのページを知らんと。印ついちゃんがよ。確認したかよ？いうて。委員ではなく、今まで通り。形ばかりよね、あとは農業委員会の判断でやったや、はいいうことで。けんど、区長に確認したら、水利の関係も異議なしって丸書いて許可しちようやか。まともな人やったら全部許可して出しちよるいうてとるやんか。区長はさっき話したような感じで許可出しちよる。そしたら申請者は知らんと（許可）出しちよるが、いうて、そんなもんよ、皆仲良しでやりよるけん任せやと。俺も前からその中に入っちゃうけん。

○濱田委員 松田区長は認めて印ついたが？

○浦田委員 認めてやなしに、そこまで考えんと、話は前からあったけん。あとは浦田、委員会に任せる、いう気持ちで印をついたと。今までやって来ちよるがやけん、そういうがでついたと。

○産業振興課 舛谷係長

先ほどの判断について、説明しにくいところなんですけれども、見たところ、先ほどの第5号すべてが許可の対象になるわけではない、第1種農地の中の、また、あわせて200㎡超えない、規模的にも比較的小さいです。そういうところにつきましては、許可しないとなると、法律上定めております。確かに真ん中と端っこでどれだけの差があるかということになると、なかなか難しいですけれども、比較的法律上でも住宅地に隣接してあるところというのは、許可の対象となるさび分けがあるということは理解していただきたいと思います。

○浦田委員 ちなみに2日前に会長にも連絡して、除外申請をやめたらかまんがじゃないかと。宅地に申請出したところで、この場所やったら100%否定できる場所でもないやんか。家を建てたいと申請したら。皆が納得したら。そりゃあど真ん中やったら、太陽光発電やったとしても、ゼロやんか。そうやなしに可能性的にはそれでもあるやいかいうことは分かっちゃう。

- 川島委員 二ノ宮でも同じようなことがあった。
- 議 長 水路の変更があるのが、複雑よね。
- 浦田委員 ちなみに水路の変更は、今まで係長、何年か前に作り替えた水路やけんど、初めから半年前の話から、万が一水路を変えるいうたって、地区から作り替えれんぞと、おそらく市も出来らせんぞというがで、本人自前で作ると。
- 産業振興課 舩谷係長  
手続きはしようみたいですけど。付け替えてよいかと。
- 議 長 今聞いた話では、かけ替えたなら余計悪くなりはせんろうかという話が。
- 浦田委員 今やりよる図面でやったら、悪くなる。
- 川島委員 悪くなってもひとつもかまんがよ。皆が納得してやったらええがよ。我々は悪くならうがよくなろうが、するのは除外の申請。
- 議 長 今日の状態では採決にいかんがじゃないでしょうか。
- 川島委員 二ノ宮のことでいうたら、ラーメン屋さんあるろ？それから中角の方行きよったら右の上、4反ぐらい、山の水が無くてどうしても埋めたいがやけどね、国の区画整理の金使うちょうけんいかんでいうて、なんとか作らせようがやけどね、谷水やけんね。高さも浸からん程度で日当たりも最高ながよね。そういうところもあるけんね。
- 濱田委員 してやりたい気持ちもあるけど、簡単にはいかんで。
- 浦田委員 次に繋がる何かがないと動けんやか。却下されたって。
- 議 長 今日の時点では一旦保留ということで。後日、事務局と私と浦田さん、寺田さんと確認して、話してみて、会長預かりにさせてもらっていいでしょうか。
- 浦田委員 県の判断でもかまんけんど、水路の件、区長の印があるというのは、あてにはせん。水路のがを片付けちよかな、水路の解決もみんなで話したり。

- 川島委員 水路の解決は伊与野地区でせないかんやか。
- 浦田委員 そうよ、一緒の時に。
- 産業振興課 舩谷係長  
浦田委員がおっしゃるのは、同意書を取りなおした方がいいのか、
- 小島委員 流域の人らあの意見は、区長印だけじゃ分からんやんかいうことやろ。
- 浦田委員 水路の角度に問題があり、いうてありや問題はないけど。
- 議長 長 この件に関しましては、後日お願いします。事務局と1週間以内には一斉点検したいと思いますので、よろしく願いいたします。
- (浦田農地利用最適化推進委員、  
産業振興課 舩谷係長、山中主査 退室)
- 事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。  
受付番号20番。場所は3ページに位置図をつけております。  
大字押ノ川、国道56号線を挟んだ周辺の農地あわせて19筆になります。  
母から娘への贈与で、取得後は水稻、みかん、柿を作るとのことです。  
本申請は双方から委任を受けた四万十市の曾根行政書士から提出されております。  
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
- 続きまして、受付番号21番。場所は4ページに位置図をつけております。  
大字小深浦、主要地方道宿毛城辺線のファミリーマート宿毛小深浦店より400m東に進み、北側に広がる農地のうちの1筆です。  
売買で、取得後はレモンを作るとのことです。現在の地目は登記・現況とも田ですが、周辺の土地の所有者に同意を取り、かさ上げをして畑に地目変更する予定とのことです。  
本申請は双方から委任を受けた四万十市の西川行政書士から提出されております。  
全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。

農地法3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

以上2件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号20番について、押ノ川地区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに20番朗読】  
2月25日に松本委員と現地確認をしております。  
譲渡人、譲受人に電話をしております。  
譲渡人が言うには、私が持っているより娘が持っている方が土地の有効活用ができるとのことでした。  
間違いないので、よろしく申し上げますとのことでした。

○議 長 続きまして、受付番号21番について、小深浦地区担当の山口委員より説明をお願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに21番朗読】  
譲渡人、譲受人の方に電話確認をいたしました。  
事務局の話ではレモンを作るとのことでしたが、すぐにという訳ではないらしいです。実際は、かさ上げの申請もしないといけないし、今は水稲、田んぼですが、一旦は水稲をして、後々レモンを作る計画を立てているみたいです。譲渡人も譲受人も間違いがないということです。よろしく申し上げますとのことでした。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○議 長 ほかにありませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。  
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしと言うことですので、「議案第1号」2件は、許可することに決しました。

○川島委員 ちょっと待って。これは木材センターの裏のどこかね。

○山口委員 違います。ホテルのちょっと斜め向かいのところですよ。

○川島委員 分かった。片島運送があったところの前に一つ田んぼがあった、その後ろかね。

○山口委員 そうですよ。

○議長 かまいませんか。  
続きまして、議案第2号「農地法第4条許可申請審査について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案書は5ページになります。議案第2号「農地法第4条許可申請審査について」ご説明いたしますが、その前に、ご覧になった方もいらっしゃると思いますが、違反転用の概要というものを配布しております。こちらをあわせてご覧ください。

本日配布しております内容は、違反転用の概要、始末書、位置図、土地利用計画図、現地写真をそれぞれ添付しております。なお、本案件につきましては、標題のとおり、転用許可が出る前に既に工事が一部着工されていることから、事務局では違反転用案件として処理すべく、事案が判明した本年1月26日に農地所有者に対し事実確認を行い、改めて農地法についての説明を行うとともに、速やかに転用許可申請をするように指導を行いました。その後、所有者は申請手続きについて処理を進め、本年2月4日付けで事務局へ申請書類が提出され、本日の審査に至っております。

また、本事案について高知県へ報告するとともに、本来であれば農地法上の許可を受けたうえで工事着工するところ、その認識がなく、所有者の不注意によるものであり、深くお詫びする旨の内容で始末書が提出されている事を申し添えます。

それでは、申請内容の説明に入ります。

改めまして、議案書は5ページ、受付番号3番について。

所在地 橋上町橋上 ページは6ページです。橋上地区、主要地方道宿毛津島線、芳奈へ向かう八ヶ合橋交差点から津島方面に進み、県道から少し入った山側に向け広がる農地のうちの1筆になります。

申請者は、申請地に隣接する自己所有の農地への既存の進入路が狭く、農作業用の軽トラックの乗り入れが不自由なことから、進入路の拡幅をしようとするものです。

農地転用に伴う、土地利用計画図、事業計画等必要書類も添付されております。一般住宅の建築の面積は134㎡のうち40㎡です。資金計画といたしましては、材料費20万円、自己資金20万円で賄う予定です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号3番について、橋上地区担当の濱田委員より説明をいたします。

○濱田委員 【議案書をもとに3番朗読】

今事務局長が話した通りでありますので、この上の所でみかんを作っているんですけど、ものすごい急な小さい道であって、車が通れない、いうことから、自分でコンクリートを打って、気になって事務局に聞いたところ、違反転用になるということで、すぐに始末書を書いて、4条申請します言うことで、本人も分かっちゃやし、実際に上がってみても急な上がれんところで、なんとか軽トラが通れるような状況で、なお広げたいというところで先ほど言うたように、そういう意図、気持ちがあったものですから、調査して、農業委員会で審議することになりました。以上です。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○寺田委員 すいません。意識がないのに、自分から農業委員会に相談？パトロールかなんかで判明？

○事務局長 本日お手元に配布しております概要にもありますが、本人が気になったようで、事務局に電話をいただきました。すぐ現地へお伺いして、手を付けてますね、ということで、今現地調査を終えた濱田委員からもありましたが、なおまだ入口の部分を広げたいということでしたので、それは待つ

てくれと、工事は辞めてくれ、とにかく申請書類を提出して、許可が下りるまでは触らないでくれ、ということで速やかに提出され、今日に至っております。場所が少し奥まっておりますので、パトロールの段階では正直分からなかったと思います。

○濱田委員 意識はない。全く自分の土地やけん、みかん植えちよったけん、楽しんで軽トラが入れるようにと思うて自分で思うたが。ところが、そうしよるうちに。

○小島委員 誰か言うたがやろ。見えちょうけん。

○濱田委員 前にしちょうけん、確かに。まあ、それで農業委員会に電話して、いうことになったが。稲田委員と郵便局で一緒に勤めよったで、そういう人じゃない。

○稲田委員 悪意のある人じゃないのは保証します。

○議 長 ほかにありませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。  
議案第2号「農地法第4条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第2号」1件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第3号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第3号「農地法第5条許可申請審査について」ご報告いたします。議案書は7ページになります。申請件数は1件です。

受付番号13番について、ご説明いたします。

所在地 平田町戸内 ページは8ページです。ローソン宿毛工業高校前店北側です。自己所有地で既存住宅の隣接地です。

申請者は、自身の親及び子の家族らとともに同居していますが、住居が手狭になってきた事から、夫婦の新居を建築することを計画しました。現在住んでいる住居の同じ敷地内にある父親の所有する当該申請地を選定したものです。

農地転用に伴う、土地利用計画図、事業計画等必要書類も添付されております。住宅の建築の面積は223.00㎡です。資金計画といたしましては、土地取得費0円、設計費含む建築費は2,000万円、銀行融資による自己資金でそれらすべてを賄う予定です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号13番について、戸内地区担当、自分の方から説明いたします。

○岩本委員 【議案書をもとに13番朗読】

井垣委員と現地に行ったら、お父さんしかいませんでしたので、お父さんと話して、ここに息子が家を建てるということで、よろしく願いしますとのことですので、ご審議よろしく願いいたします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○寺田委員 質問ばかりですみません。登記簿が雑種地ですね。用途が畑。別に要らんのではない。

○事務局長 現況か登記簿かどちらがか農地だったら必要です。現地見に行ったんですけど。

○議 長 ほかにありませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。  
議案第3号「農地法第5条許可申請審査について」1件の報告があり、



審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、「議案第3号」1件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議長 続きまして、議案第4号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第4号「宿毛市農用地利用集積計画について」ご説明いたします。  
議案書は9ページをご覧ください。申請件数は6件、新規設定2件、再設定4件です。

受付番号1番についてご説明いたします。再設定です。

場所は大字山田です。ローソン宿毛工業高校前店の北側に広がる農地のうちの2筆になります。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号2番。こちらも再設定です。

場所は大字山田。受付番号1番の近隣の農地のうちの1筆です。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号3番。こちらも再設定です。

場所は大字山田。受付番号1番、2番の近隣の農地のうちの3筆です。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号4番。こちらは新規設定です。

場所は大字山田。レストラン一風の向かい側、国道56号線の南側に広がる農地のうちの3筆になります。

借受人は受付番号1～3番の方と同一の方です。貸付人は高齢で施設に入所しており、今回借受人に耕作していただくことになりました。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号5番。こちらは新規設定です。

場所は大字山田。山田川と手代岡改良住宅第1団地の間に広がる農地のうちの1筆です。

借受人は受付番号1～4番の方と同一の方です。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号6番。こちらは新規設定です。

場所は駅東町です。ローソン宿毛バイパス店の北側にある農地のうちの1筆です。

貸付人より高齢で耕作できないので、耕作していただける方はいないかと事務局に相談がありました。そこで、稲田委員とともに借受人の方に話をしたところ、快諾いただき、今回利用権設定を行うことになりました。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

以上、今回6件の申請となっております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号1番から5番について、山田地区担当の小島委員より説明をお願いします。

○小島委員 【議案書をもとに1番から5番朗読】

再設定のものはみな電話で確認しました。新規の分、4番は貸付人の奥さんに会って確認しました。5番は、貸付人本人は高齢なので、長男に会って確認しました。借受人はJAを退職して一生懸命稲を作っております。問題ないと思われれます。審議よろしく願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号6番について、街区担当の稲田委員より説明をお願いします。

○稲田委員           【議案書をもとに6番朗読】

この件につきましては、先ほど事務局からもありましたように、貸付人が高齢で、以前作っていただいた方も高齢で、耕作する方を誰がいいか、4人声かけたのですがだめで、現地の隣で借受人の組織（ワークセンター）が耕作されていることを知り、声を掛けたら快諾していただきました。現地確認しまして、ワークセンターの●●さんという方がおります。その方ともお話をし、また事務局からも中田さんが現地の方に出向き、確認しながら話を進めてまいりましたが、双方契約の内容を確認しまして間違いのないということです。ただ、設定期間が、10年ということになっておりますが、ワークセンターの方では永年、自動契約というふうになっておりますので、一回契約すると続けてずっと契約という形になります。また、ワークセンターのほうでは、玄米の現物支給をされておるようですが、お年を召されているため、亡くなった時のことを心配されておりましたけれども、一応契約期間があるので、10年ということで、問題ないかと思いますのでよろしく願いいたします。

○議 長           事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

（審議中）

○議 長           ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

○議 長           これより採決をいたします。  
議案第4号「宿毛市農用地利用集積計画について」6件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議 長           異議なしとすることですので、「議案第4号」の6件は、市に通知することに決しました。

（協議事項）

○議 長           続きますので、協議事項にはいります。

非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長

非農地証明についてご報告いたします。

議案書は12ページからになります。今回の申請件数は4件です。

受付番号31番。申請場所 所在地 小筑紫町小筑紫 登記地目 畑3、田2筆。

11ページに位置図をつけております。

場所は小筑紫地区。210番1については、平成14年頃から駐車場として利用しており、それ以外は耕作放棄し平成14年頃から原野となり現在に至っております。

続きまして、受付番号32番。申請場所 所在地 萩原 登記地目 畑4、田4筆です。

13ページに位置図をつけております。

場所は、萩原地区。地区内の8筆です。申請所在地の4745番、4746番1の一部は、亡父が昭和48年に農機具倉庫を建築し、使用していましたが、昭和50年にアパートに改築した際、また、4728番1、4731番、4742番、4743番、4744番は、昭和60年にアパートを建築した際に、さらに、4745番の残地及び4748番1は、亡母が昭和62年に住居を建築し多彩に、それぞれ農地法の手続きを怠り、現在に至っております。

続きまして、受付番号33番。申請場所 橋上町橋上 登記地目 田2筆。

6ページに位置図をつけております。

場所は、主要地方道宿毛津島線、橋上地区、県道から宿毛建設資源利用協同組合の最終処分場へと通じる道路沿いです。耕作放棄により、平成元年より竹藪となっており現在に至ります。

昨年、何回か定例会にて同様の申請がありましたが、その隣接地になります。

なお、今後の利活用については、現在、申請地の向かい側に組合が所有する既存の沈砂池があります。本申請の西側にも組合が所有する土地があり、今回の非農地証明許可後、売却を経て、申請地とあわせて新たに沈砂池を設置する計画がありますので申し添えます。

最後に、受付番号34番。申請場所 二ノ宮 登記地目 畑 1筆。

位置図は14ページにつけております。

場所は、二ノ宮地区です。昭和38年、53年に建物（居宅）を建築し、

それ以降宅地として使用しており、現在に至っております。

以上4件につき、農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 続きます、受付番号31番について、小筑紫地区担当の寺田委員より説明をお願いいたします。

○寺田委員 **【議案書をもとに番号31番朗読】**  
申請本人と現地で確認をしました。意思確認もして、申請書のとおりです。以上です。

○議長 続きます、受付番号32番の街区の案件について稲田委員より説明をお願いいたします。

○稲田委員 **【議案書をもとに番号32番朗読】**  
2月25日に松本委員と現地確認しました。そのあと、この物件を担当しております行政書士の弘瀬さんという方に確認を取りまして、間違いないということでした。また、事務局からもあったように、農地法の手続きをせずに現在に至っており、判明した段階で厳守することを確約し、始末書も書いております。よろしく願いいたします。以上です。

○議長 続きます、受付番号33番について、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いいたします。

○濱田委員 **【議案書をもとに番号33番朗読】**  
ここではもう何件も出ておりますが、全く竹と木が生えたところで、建設資源の中で貯水池を作らないといけないということで、下をつついて土地を購入するというので、またあと何件かありますが、そういった中で、農地は何十年も作っていないのが現状です。  
以上です。ご審議、よろしく願いします。

○議長 続きます、受付番号34番について、二ノ宮地区担当の川島委員より説明をお願いいたします。

○川島委員 **【議案書をもとに番号34番朗読】**  
家はありますが、人は住んでいる様子はないですがね。所谷建設の事務所があるところの、ちょっと宿毛よりのところから、こっち側からいうた

ら左側上がったところですかね。

ご審議お願いします。

- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

**(審議中)**

- 議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議 長 これより採決をいたします。  
非農地証明4件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議 長 異議なしと言うことですので、非農地証明4件は、証明することに決しました。

**(報告事項)**

- 事務局長 **(①県に送付した結果の報告について)**

第843回宿毛市農業委員会会議で承認となった、農地法第5条申請(受付番号11号)について、県に意見を付して送付しておりましたが、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

※宿毛市山奈町芳奈(一般住宅の建築・令和4年1月26日付け)

- 事務局長 **(②人・農地プラン座談会開催予定(案)について)**

本日配布しております、別紙1「実質化された人・農地プランの様式」をご覧ください。このことにつきましては、当初の計画では、昨年11月4日開催の定例会にて、市内を12のプランに分け、座談会開催日程案をお知らせしておりましたが、事務局において作業に遅れが生じ年内の開催は見送り、その後、仕切り直しとして、年明けからの開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染急拡大(第6波)を受けて、開催を中止しております。

事務局といたしましては、新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、引き続き、各地区での座談会の開催に向け、準備を進めて参りましたが、新型

コロナウイルス感染症の終息見通しが立たない中、人・農地プラン実質化策定の期限が年度末に迫っており、当面の対応として、事務局にて、実質化された人・農地プラン（案）を作成し、この内容を書面にて、地区代表者（主に区長、中山間、多面の代表者や大きな面積を耕作している農家）へ送付し、意見集約を行い策定したいと思います。なお、新たな人・農地プラン（案）を送付する際には、委員の皆さまには事前に内容確認、意見照会を行う予定です。よろしくお願いいたします。

○事務局長 **(③令和4年度定例会の日程（案）について)**

配布しております令和4年度の総会の日程についてご説明いたします。  
この内容で提案いたしますので、確認をよろしくお願いいたします。

○事務局長 **(④農作業臨時雇用標準賃金（案）について)**

続きまして、資料2の「令和3年度農作業臨時雇用標準賃金（案）」をご覧ください。こちらは毎年この時期の総会で審議をしていただいております。お手元の資料でも確認いただいたと思いますが、ここ数年来、金額に大きな変化はありません。案も前年度と同じ額を入れております。前年ここで協議したときも、それぞれ場所によって少しずつ違い、地区によっても少しずつ違いがあると。なかなか難しいという話もありましたが、毎年このような形で、総会で諮る必要がありますので、ご審議をお願いしたいと思います。

○事務局長 **(⑤宿毛市賃借料情報（案）について)**

続きまして、資料3の「宿毛市賃借料情報」をご覧ください。こちらも毎年この時期に集計しているものでして、数字につきましては全国農業会議所が作成した「農地の賃借料情報提供の手引き（改訂版）」というものに従って集計して出したものです。簡単にご説明致しますと、令和3年1月から令和3年12月までの1年間の利用権申請があった賃貸借を集計し、平均を出したものです。このような形で情報提供をすることとなり、今後ホームページ等で公表することになります。誤字等がなければこのまま掲載したいと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○事務局長 **(⑥「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価〈案〉」・「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画〈案〉」について)**

続きまして、資料4の「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」と「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」をご覧くださいと思います。これは毎年この時期に行っていることですが、まず案を作成し、これを今後宿毛市のホームページで公開します。

その後、ご意見等あればそれを反映したり検討したりしつつ、今後5月の総会で最終的な内容を決定し、ホームページで公開する流れになります。

今回はまずその案の作成ということになり、先掛けて議案書の送付時に同封しておりましたが、事務局案でよろしいかどうかご協議頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局員           **(⑦農業委員への女性登用の推進に向けた具体的取組(目標・計画策定)の報告について)**

最後に、資料6の「農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画(市町村)【案】」をご覧ください。第5次男女共同参画基本計画において、農業委員への女性登用の推進に向けた取組を促進するため、県を通じて国より報告依頼が届いております。

資料に記載されておりますように、女性の登用に向けて取組を進めて行きたいと思っております。この内容でよろしいかどうかご協議いただければと思います。

○議長            事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「はい」との声あり)

○議長            ないようでしたら、事務局にお願いいたします。

○事務局員            先程も申しましたように今回事務局で案を作成いたしました。お持ち帰りいただきお気付きの点等ありましたら、事務局までお問い合わせをいただければと思います

○事務局員            **(⑧活動記録簿の提出について)**

続きまして、本日は活動記録簿の提出をいただきありがとうございます。本日提出いただきました活動記録簿については、このあと事務局で内容を点検、確認後、後日郵送にて返却予定ですのでお知らせいたします。また、次の会議4月5日(火)の時にも提出をお願いします。3月分の確認を行います。

新年度も定期的に活動記録簿の提出をお願いいたしますので、日頃の活動の記録について、記録簿への記載漏れがないようご注意願います。

今後、これまでの記録簿の内容を精査し、事業実績を取りまとめ報酬の算定を行い、これまで1年間の活動実績に基づき報酬の上乗せ分として3月末日に支給送金予定です。

2022年の活動記録簿につきましては、3月下旬発行予定です。入荷



次第、皆さまに配布しますのでよろしくお願いいたします。

○事務局員           (⑨次回会議の日程について)

次回会議の日程についてお知らせします。次回は4月5日(火)午後1時30分開会の予定です。なお、会議への各種申請書類受付締切日は3月11日(金)で、議案送付は3月29日(火)の予定です。

○議長           ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議長            それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。  
                  これで第847回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和4年3月1日

会 長    岩本 誠司

農業委員    渡田 頼之

農業委員    西山 成彦